

保険会社向けの総合的な監督指針について

現 行	改正後
Ⅱ. 保険監督上の評価項目 Ⅱ－２ 財務の健全性 Ⅱ－２－１ 責任準備金等の積立の適切性 Ⅱ－２－１－４ 経理処理 (略) (1)～(7) (略) (8) <u>再保険を付した保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない外国保険業者</u> (新設) 規則第71 条第1 項第4 号に規定する「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、例えば、次に該当する外国保険業者をいうものであること。 ① 保険契約を再保険に付した保険会社(以下、「出再会社」という。)の総資産に占める外国保険業者が当該出再会社から引き受けた一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の割合が1%未満である当該外国保険業者(当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。) ② 出再会社が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者(当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)	Ⅱ. 保険監督上の評価項目 Ⅱ－２ 財務の健全性 Ⅱ－２－１ 責任準備金等の積立の適切性 Ⅱ－２－１－４ 経理処理 (略) (1)～(7) (略) (8) <u>保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の不積立について</u> ① <u>保険契約を再保険に付した場合に、当該再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる」とされているが、この取扱いの可否は、当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるかどうかや、当該再保険契約に係る再保険金等の回収の蓋然性が高いかどうかに着目して判断すべきであること。</u> <u>なお、回収の蓋然性の評価にあたっては、少なくとも再保険契約を引き受けた保険会社又は外国保険業者の財務状況について、できる限り詳細に把握する必要があること。</u> ② 規則第71 条第1 項第4 号に規定する「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、例えば、次に該当する外国保険業者をいうものであること。 <u>ア. 保険契約を再保険に付した保険会社(以下、「出再会社」という。)の総資産に占める外国保険業者が当該出再会社から引き受けた一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の割合が1%未満である当該外国保険業者(当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)</u> <u>イ. 出再会社が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者(当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)</u>

現 行	改正後
(9)～(19) (略) <u>Ⅱ－2－7 商品開発に係る内部管理態勢</u> <u>Ⅱ－2－7－1 意義 (略)</u> <u>Ⅱ－2－7－2 主な着眼点 (略)</u> <u>Ⅱ－2－7－3 監督手法・対応 (略)</u> <u>Ⅱ－2－8 資産負債管理及びリスク管理態勢</u> (新設)	(9)～(19) (略) <u>Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢</u> <u>Ⅱ－2－5－1 意義 (略)</u> <u>Ⅱ－2－5－2 主な着眼点 (略)</u> <u>Ⅱ－2－5－3 監督手法・対応 (略)</u> <u>Ⅱ－2－6 リスク管理</u> <u>Ⅱ－2－6－1 統合リスク管理</u> <u>Ⅱ－2－6－1－1 意義</u> <u>保険会社のリスク管理においては、財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスクはもとより事務リスク、システムリスク等についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要である。</u> <u>特に、大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社においては、内包する種々のリスクを、各リスクカテゴリー毎に適切に管理することは当然のこととして、これらのリスクを統合して管理することができる態勢を整備することがより一層重要である。こうした「統合リスク管理」の枠組みはまだ完全に確立されてはいないが、保険会社においては、これまで相応の取り組みが行われてきており、リスク管理の更なる高度化に向けて不断の取り組みが必要である。</u> <u>Ⅱ－2－6－1－2 主な着眼点</u> <u>(1) 取締役会は、保険会社全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた統合リスク管理の方針を定めているか。また、取締役会は、その統合リスク管理の方針等に沿ったリスク許容限度の設定にあたっての基本的な考え方を明確に定めているか。</u> <u>(2) 保険会社の業務やリスクの特性、規模、複雑性に応じて、リスクを統合的に管理する部門を明確化し、同部門の長及び担当役員を配置</u>

現 行	改正後
	<u>した上で、同役員、代表取締役、取締役会等に、保険会社全体のリスクの統合的な管理状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつ、その態勢に則り適時適切な報告が行われているか。また、リスクを統合的に管理する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されているか。</u> <u>さらに、統合リスク管理の枠組みは、状況等の変化に応じて適切に見直されるものとなっているか。</u> <u>(3) 取締役会等は、定期的にリスク、経済価値評価(市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価をいう。なお、現時点において、例えば保険契約に含まれているオプション・保証に起因するリスクの評価等、経済価値に基づく評価手法が完全に確立されていない場合には、各社でとりうる最善の手法を含む。以下同じ。)に基づく保険会社独自の必要資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、必要な意思決定を行うなど、把握した情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。</u> <u>(4) 多様なリスクを総合的に把握するため、統合リスク管理は、少なくとも保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク及びシステムリスクを含む全てのリスクのうち重要なリスク(重要なグループ会社に係るリスクを含む。)を認識するものとなっているか。また、計量的な統合リスク管理の対象となるリスクを適切に決定し、これを明確に文書化しているか。また、計量化の対象とならないリスクについても、定性的な評価等により、統合リスク管理の枠組みで考慮されているか。</u> <u>(5) リスクの計量化にあたっては、対象となる全てのリスクを、例えば経済価値評価によるなど、共通の基準の下で計量化することを基本としているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaRを用いる場合の信頼区間及び保有期間の設</u>

現 行	改正後
Ⅱ－2－5 ストレステストの実施 Ⅱ－2－5－1 意義 保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト(想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析)は重要である。<u>当局としては、ソルベンシー・マージン比率の算出、将来収支分析等を求めているが、保険会社においても、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。</u>	<u>定の考え方は明確になっているか。</u> (6) <u>直近の状況に基づくリスクの計量化に加えて、保有契約高の変化、商品構成の変化等の中長期の経営戦略や経営環境を踏まえた将来の資本の充足状況についての分析を行い、その上で、継続性評価を行うべく不断の取組みを行っているか。なお、将来収支分析を利用して継続性評価を行っている保険会社においては、自らの中長期の経営戦略や経営環境を踏まえて、当該分析が適切であることを確認しているか。</u> (7) <u>リスクの計量化に関して精度の向上や対象リスクの拡大のための検討や取組みを行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関(分散効果)について、適切性を確保すべく検討・研究を行っているか。また、事務リスクに関して、まずは事務リスクそのものを軽減するような経営を行うべきであるが、その上で計量化に関して評価方法やデータ収集などの検討・研究も継続的に行っているか。</u> Ⅱ－2－6－1－3 監督手法・対応 <u>統合リスク管理に問題があると認められる場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求めるものとする。</u> Ⅱ－2－6－2 ストレステストの実施 Ⅱ－2－6－2－1 意義 保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト(想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析)は重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaRによるリスク管理には限界があることから、ストレステストの活用は極めて重要である。保険会社においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。

現 行	改正後
(注) <u>ストレステストは、保有するリスクに応じて、定期的に実施することが望ましい。</u> <u>Ⅱ－2－5－2 実施上の留意点</u> 保険会社においてストレステストを実施するにあたっては、以下の点が確保されていることが必要である。なお、ソルベンシー・マージン比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。 (1) <u>実施されるストレステストは、その設定内容の根拠が明確であり、かつ適切なものとなっているか。また、自社のリスク管理体制上一般的に用いられる最悪シナリオを反映した分析となっているか。</u> (2) <u>ストレステストの概要とその結果について、取締役会等に対し報告されているか。</u>	(削除) <u>Ⅱ－2－6－2－2 主な着眼点</u> 保険会社においてストレステストを実施するにあたっては、以下の点が確保されていることが必要である。なお、ソルベンシー・マージン比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。 (1) <u>ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ(過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ)のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、保険会社の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。</u> <u>また、変額年金保険の様なオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再保険やデリバティブ等によるリスクのヘッジを行っている場合には、カウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。</u> <u>さらに、ストレステストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検証されているか。</u> (2) <u>ストレステストの設定に際しては、取締役会において、保険会社におけるリスク管理の方針として、基本的な考え方を明確に定めているか。その際、基本的な考え方は、統合リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合リスク管理の計量化手法で把握できないリスクを捉えよとの観点からの配慮がなされているか。また、取締役会等におい</u>

現 行	改正後
(3) (略) (4) <u>ストレステストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検証されているか。</u> (5) (略) (6) <u>ストレステストの結果を社内のリスク管理態勢に十分反映しうる体制がとられているか。</u> <u>Ⅱ－2－5－3 ストレステストの概要の開示 (略)</u> <u>Ⅱ－2－5－4 損害率感応度に関する指標の開示 (略)</u> <u>Ⅱ－2－5－5 支店形態での免許を有する保険会社の取扱い</u> <u>支店形態での免許を有する保険会社については、本店において、当該支店をその対象に含めたストレステストが適切に実施されており、その旨が開示されている場合には、支店単位での自主的なストレステストは要しない。</u> (新設) <u>Ⅱ－2－8－1 資産負債の総合的な管理</u> <u>Ⅱ－2－8－1－1～Ⅱ－2－8－1－3 (略)</u> <u>Ⅱ－2－8－2 保険引受リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－2－8－2－1～Ⅱ－2－8－2－3 (略)</u>	<u>て、定期的に、かつ必要に応じ随時、保険会社の業務の内容等を踏まえ、設定内容を見直しているか。</u> (3) (略) (4) <u>ストレステストの結果については、代表取締役又は担当取締役により定期的に十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。</u> (5) (略) (削除) <u>Ⅱ－2－6－2－3 ストレステストの概要の開示 (略)</u> <u>Ⅱ－2－6－2－4 損害率感応度に関する指標の開示 (略)</u> <u>Ⅱ－2－6－2－5 支店形態での免許を有する保険会社の取扱い</u> <u>支店形態での免許を有する保険会社については、当該支店を対象としたストレステストの実施を行っているか。また、本店において実施されたストレステストをできる限り入手し、全体でのリスクの把握に努めているか。</u> <u>Ⅱ－2－6－2－6 監督手法・対応</u> <u>ストレステストの実施状況及び結果内容について、必要に応じてヒアリングを行い、それらについて問題があると認められる場合には、法第 128 条に基づき報告を求めるものとする。</u> <u>Ⅱ－2－6－3 資産負債の総合的な管理</u> <u>Ⅱ－2－6－3－1～Ⅱ－2－6－3－3 (略)</u> <u>Ⅱ－2－6－4 保険引受リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－2－6－4－1～Ⅱ－2－6－4－3 (略)</u>

現 行	改正後
<u>Ⅱ－２－６ 再保険に関するリスク管理</u> <u>Ⅱ－２－６－１～Ⅱ－２－６－４</u>（略） <u>Ⅱ－２－８－３ 資産運用リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－２－８－３－１ 意義</u>（略） <u>Ⅱ－２－８－３－２ 主な着眼点</u> (1) リスク管理態勢の整備 保険会社の健全性維持を図る観点から、信用リスク、流動性リスク等を踏まえた日常の資産運用リスク管理のための態勢が十分整備されているか。特に、 ① 信用リスク、流動性リスク等を踏まえたリスク管理の基本方針が定められているか。 ② <u>資産負債の総合的な管理を行うための措置が講じられているか。</u> ③・④（略） ⑤ <u>取引実施部門と後方事務部門の相互牽制機能は発揮されているか。</u> ⑥ <u>資産運用での責任体制は明確になっているか。</u> ⑦ <u>保有資産の評価を定期的かつ適切に行うこととなっているか。</u> ⑧（略） ⑨ <u>測定したリスクは、代表取締役又は担当取締役に適切に報告されているか。</u> ⑩ <u>適切なリスク限度の設定は行われているか。</u>	<u>Ⅱ－２－６－５ 再保険に関するリスク管理</u> <u>Ⅱ－２－６－５－１～Ⅱ－２－６－５－４</u>（略） <u>Ⅱ－２－６－６ 資産運用リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－２－６－６－１ 意義</u>（略） <u>Ⅱ－２－６－６－２ 主な着眼点</u> (1) リスク管理態勢の整備 保険会社の健全性維持を図る観点から、<u>市場リスク</u>、信用リスク、流動性リスク等を踏まえた日常の資産運用リスク管理のための態勢が十分整備されているか。特に、 ① <u>市場リスク</u>、信用リスク、流動性リスク等を踏まえたリスク管理の基本方針が定められているか。 （削除） ②・③（略） ④ <u>資産運用での責任体制は明確になっているか。特に、取引実施部門（フロント・オフィス）、後方事務部門（バック・オフィス）、市場リスク管理におけるリスク管理部門（ミドル・オフィス）について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。その上で、取引実施部門と、後方事務部門あるいはリスク管理部門の間の相互牽制機能は発揮されているか。</u> ⑤ <u>保有資産の評価を定期的かつ適切に行う態勢となっているか。</u> ⑥ <u>内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析する態勢となっているか。</u> ⑦（略） ⑧ <u>代表取締役又は担当取締役が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定できるよう、重要な情報を適時に代表取締役又は担当取締役に報告を行う態勢が整備されているか。</u> ⑨ <u>保有資産の種類等ごとに業務部門が相互の連携なく投資運用を</u>

現 行	改正後
⑪ <u>当該保険会社が現に有する保険金支払に必要な信用力の維持に配慮されているか。</u> (新設)	<u>行う場合、全体としてリスクの集中を招いたり、それぞれのポジションに固執し、全体として適切なタイミングで手仕舞いできない可能性があるなど効果的なリスク管理に支障が生じうることを認識し、ポートフォリオ全体の観点から、適切かつ迅速な投資判断を行える態勢が整備されているか。</u> (削除) (2) <u>市場リスク管理の内容・手法</u> ① <u>ポジション及びリスクについて、保有資産別・期間別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。</u> ② <u>VaR値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計測手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計測結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。</u> ③ <u>過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等にはVaRの値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計測手法には限界があることを踏まえ、多様なリスク計測手法(例えば想定元本などのグロス・ポジションの把握、ボラティリティの変化の把握など)を活用するとともに、ストレステストを含むリスク管理手法の充実を図っているか。なお、リスク管理にあたっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。</u> ④ <u>リスク・リミット(VaR等の予想損失額の限度枠)、損失限度の設定に際しては、取締役会において、保険会社におけるリスク管理の方針として、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、取締役会等において、定期的に(最低限半年に1回)、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。</u> ⑤ <u>リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限(方針及び手続き等)</u>

現 行	改正後
(新設)	<u>が明確に定められているか。</u> (3) <u>証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</u> <u>証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。また、市場性のあるローン(自社でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得する場合を問わない。)やCDS取引についても、同様の留意が必要となる。なお、信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、その性質に応じ、基本的には同様の留意が必要となる。</u> ① <u>商品の適切な価格評価</u> <u>市場性のあるクレジット商品(市場性のあるローンやCDS取引も含む。)に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行い、会計処理にも反映しているか(信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、同様な留意を行い、必要に応じて保険契約準備金の追加積立てをしているか)。</u> <u>ア. 価格評価にあたっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、売買頻度や売手と買手の価格差に留意しつつ、合理的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、商品内容、市場の実勢や信用リスクの状況を適切に反映しているかどうかを含め、適切性を検証しているか。(信用リスクを保証する保険の場合には、例えば引受け時点における評価をもとに、その後の信用リスクの変化等を把握し、負債価値の再評価を行うことも考えられる。)</u> <u>イ. 取引実施部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。</u> <u>ウ. ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、</u>

現 行	改正後
	<u>可能な限り価格評価手法にかかる情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。</u> ② <u>証券化商品等投資における商品内容の適切な把握</u> ア. <u>証券化商品等への投資や期中管理にあたり、格付機関の格付手法や格付の意味を予めの確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。</u> イ. <u>証券化商品等の投資において、裏付となる資産内容の把握、優先劣後構造(レバレッジの程度)や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。</u> ウ. <u>証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・体制等の把握・監視に努めているか。</u> ③ <u>市場流動性リスクの管理</u> ア. <u>証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、</u> <u>(ア) 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること</u> <u>(イ) ヒアリング等を通じて、市場の売手と買手の価格差や実際に売却可能な価格水準を把握すること</u> <u>(ウ) 各種指数等(証券化商品のインデックス等)の分析により市場環境の変化をモニターすること</u> <u>(エ) 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確</u>

現 行	改正後
Ⅱ－２－８－４－３ 監督手法・対応（略） Ⅳ． 保険商品審査上の留意点等 (1)（略） (2) 保険法対応 平成 20 年 6 月に公布された保険法においては、保険契約に関する法制について、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。 当該保険法は、保険給付の履行期等において保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている保険契約にも適用される規定があること等から、各保険会社においては、「Ⅱ－２－７ 商品開発に係る内部管理態勢」のⅡ－２－７－２ (5) ⑪に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、全ての保険商品の約款等の規定内容等を検証したうえで商品認可申請を保険法施行までの間に行い、必要な手続きを完了しておく必要がある。 また、当局においても、各保険会社から商品認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った約款等の改定が行われているかどうか、及び保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、審査基準に適合しているかどうかの確認を迅速かつ適切に行う必要がある。 Ⅳ－１ 共通事項 Ⅳ－１－１７ 保険法対応 (1)（略）	<u>等において、保証債務又は参照債務の信用の程度、あるいは保険会社の格付け等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を行っているか。</u> Ⅱ－２－６－７－３ 監督手法・対応（略） Ⅳ． 保険商品審査上の留意点等 (1)（略） (2) 保険法対応 平成 20 年 6 月に公布された保険法においては、保険契約に関する法制について、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。 当該保険法は、保険給付の履行期等において保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている保険契約にも適用される規定があること等から、各保険会社においては、「Ⅱ－２－５ 商品開発に係る内部管理態勢」のⅡ－２－５－２ (5) ⑪に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、全ての保険商品の約款等の規定内容等を検証したうえで商品認可申請を保険法施行までの間に行い、必要な手続きを完了しておく必要がある。 また、当局においても、各保険会社から商品認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った約款等の改定が行われているかどうか、及び保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、審査基準に適合しているかどうかの確認を迅速かつ適切に行う必要がある。 Ⅳ－１ 共通事項 Ⅳ－１－１７ 保険法対応 (1)（略）

現 行	改正後
(2) 以下の①及び②については、保険法施行前の適用であっても、保険契約者等の保護の観点から適切かつ速やかな対応が求められることから、各保険会社から商品認可申請が他の規定に先行して行われた場合には、以下の点に留意して審査するものとする。 また、以下の①及び②以外の保険法施行以降の保険契約に適用される規定等については、「Ⅱ－2－7 商品開発に係る内部管理態勢」を踏まえ保険法施行までの間に商品認可申請を行う必要があるが、その際、以下の③については解除権が濫用されることのないよう特に留意する。 なお、上記事項については、①及び②とそれ以外を合わせて商品認可申請を行い、保険法施行と同時に約款等の適用を行うことを妨げるものではないことに留意する。 ①～③（略） IV－5 保険数理 IV－5－1 保険料 (1)～(5)（略） (6)（略） ①（略） ② Ⅱ－2－7－2 (5) ④の主旨に則り、明確に社内規定等で定めることとしているか。 ③（略） (7)（略）	(2) 以下の①及び②については、保険法施行前の適用であっても、保険契約者等の保護の観点から適切かつ速やかな対応が求められることから、各保険会社から商品認可申請が他の規定に先行して行われた場合には、以下の点に留意して審査するものとする。 また、以下の①及び②以外の保険法施行以降の保険契約に適用される規定等については、「Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢」を踏まえ保険法施行までの間に商品認可申請を行う必要があるが、その際、以下の③については解除権が濫用されることのないよう特に留意する。 なお、上記事項については、①及び②とそれ以外を合わせて商品認可申請を行い、保険法施行と同時に約款等の適用を行うことを妨げるものではないことに留意する。 ①～③（略） IV－5 保険数理 IV－5－1 保険料 (1)～(5)（略） (6)（略） ①（略） ② Ⅱ－2－5－2 (5) ④の主旨に則り、明確に社内規定等で定めることとしているか。 ③（略） (7)（略）